

別表十三(十三)

8欄、13欄及び17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十三(十三) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称		1	告示年月日	4	平	・	・
告示番号			告示番号	5	第		号
交付を受けた助成金等の額		6	円				
した固定資産等の圧縮額等の計算							
帳簿価額の減額等をした場合				特別勘定を設けた場合			
減価償却資産の減価補てん費に対応する助成金等の額	7	円		特別勘定に経理した金額	17	円	
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8			繰入限度額	18	(12) - (14)	
				繰入限度超過額	19	(17) - (18)	
				翌当初の特別勘定の金額	20	(17) - (19)	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13			繰入限度超過額			
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14			算			
圧縮限度額の計算	15	(14)又は((14)-1円)		(20) - (21) - (22)			
圧縮限度超過額	16			23			

8欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第1項」
- ②区分番号に、「10271」
- ③当該別表十三(十三)8欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))を記載してください

17欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第4項」又は「第6項」※
- ②区分番号に、「10273」
- ③当該別表十三(十三)17欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第6項」、それ以外は「第68条の102第4項」

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第2項」又は「第3項」※
- ②区分番号に、「10272」
- ③当該別表十三(十三)13欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第3項」、それ以外は「第68条の102第2項」